

# 3-6 下地処理・塗装作業

チェックシート P91・92

## 1 有機溶剤健康診断の実施

関連法令：労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、有機溶剤中毒予防規則

労働安全衛生法第66条の二において、有害な業務に従事する作業員に対し、定期健康診断とは別に医師による特殊健康診断の実施が義務付けられている。そして、その特殊健康診断は、労働安全衛生法施行令第22条の六において屋内作業場での有機溶剤の取り扱い業務が挙げられ、その内容は有機溶剤中毒予防規則で定められている。

このため、シンナー、塗料（第二種有機溶剤）の1時間当たりの使用量が60gを超え、有機溶剤中毒予防規則の適用を受ける钣金塗装工場では有機溶剤を取り扱う作業員は、特殊健康診断を受ける必要がある。なお、有機溶剤中毒予防規則の適用を受ける第二種有機溶剤の1時間当たりの使用量60gの目安は表1の通り。

特殊健康診断のタイミングは、当該業務への雇入れまたは配置転換する際と、6ヵ月以内ごとに1回の定期に実施する必要があり（同規則第29条）、その結果に基づき有機溶剤等健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない（同規則第30条）。

また受診から3ヵ月以内に医師から意見聴取を行い、その内容を有機溶剤等健康診断個人票に記載しなければならない（同規則第30条の二）。さらに、健康診断の結果は、遅滞なく作業員に通知するとともに（同規則第30条の二の二）、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署へ提出す

る義務を負う（同規則第30条の三）。

特殊健康診断を3年以上実施し、その間に異常が認められた作業員が現れなかった場合、有機溶剤等健康診断特別許可申請書と換気装置の場所も含めた塗装作業場の見取り図、直近3年間

の特殊健康診断の結果を労働基準監督署へ提出し、認められると、特殊健康診断の実施が免除される（同規則第31条）。ただし、免除を受けた後に、異常が発見された場合には、再度、特殊健康診断を実施する必要がある。

表1 有機溶剤中毒予防規則の適用を受ける1時間当たりの使用量60gの目安

シャシブラック	油性	小型車 2台 / 1h
	水性	小型車 4台 / 1h
塗料	溶剤	フロントフェンダー 0.5枚 / 1h
	水性	フロントフェンダー 3枚 / 1h

図1 有機溶剤等健康診断個人票（表面）

様式第3号(第30条関係)(表面)

有機溶剤等健康診断個人票

氏名	生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
	性別	男・女		
有機溶剤業務の経歴				
健康診断	年月日	年月日	年月日	年月日
年 齢	歳	歳	歳	歳
1.雇入れ 2.配置替え 3.定期の別				
健康診断対象有機溶剤の名称				
有機溶剤業務名				
作業条件の簡易な調査の結果				
有機溶剤による既往歴				
自覚症状				
他覚症状				
代謝物の検査	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
腎血 血色素量(g/dl)				
検査 赤血球数(万/mm <sup>3</sup> )				
肝機能 G O T(IU/l)				
G P T(IU/l)				
検査 γ-G T P(IU/l)				
眼底検査				
医師が必要と認める者に行う検査				
作業条件の調査の結果				
腎 血 検 査				
肝 機 能 検 査				
腎 機 能 検 査				
神経学的検査				
その他の検査				
医師の診断				
健康診断を実施した医師の氏名				
医師の意見				
意見を述べた医師の氏名				
備 考				

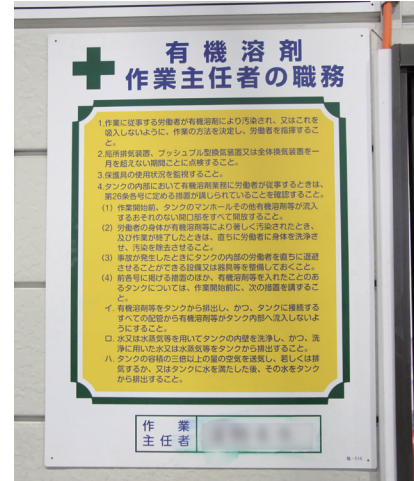
## 2 有機溶剤作業主任者の選任

関連法令：労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則

労働安全衛生法施行令第6条の作業主任者を選任すべき作業として、屋内作業場で有機溶剤を取り扱う業務が挙げられており、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から有機溶剤作業主任者の選任が義務付けられている（労働安全衛生規則第16条、有機溶剤中毒予防規則第19条）。

また、有機溶剤作業主任者を選任した際には、作業主任者の氏名と職務内容を作業場の見やすい場所に掲示し、作業者に周知しなければならない（労働安全衛生規則第18条）。

なお、有機溶剤中毒予防規則で設ける作業主任者の職務内容（同規則第19条の二）は、チェックシートを参照。



## 3 特定化学物質健康診断の実施

関連法令：労働安全衛生規則、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則

労働安全衛生法第66条の二と労働安全衛生法施行令第22条の三において、特定化学物質を取り扱う作業者は、定期健康診断とは別に医師による特殊健康診断を受けなければならない、その内容を特定化学物質障害予防規則で定めている。

そのため、パテや塗料類に含まれるエチルベンゼンなどの対象物が重量比1%以上、または対象物質と他の有機溶剤の合計が重量比5%以上の特定化学物質を取り扱う工場の作業者は、雇入れ及び配置転換時、または物質ごとに定められた時期に特殊健康診断を実施しなければならない（特定化学物質障害予防規則第39条）。なお、下地処理及び塗装作業で主に扱われるパテや塗料に含まれるエチルベンゼンやスチレン、メチルイソブチルケトンなどの物質は、6ヶ月に1回の定期受診が定められている（同規則別表第三）。

健康診断の結果は、特定化学物質健

図2 特定化学物質健康診断個人票

様式第2号(第40条関係)(表面)  
特定化学物質健康診断個人票

氏名	生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
	性 別	男・女		
業 務 名				
健 康 診 断 の 時 期 (雇入れ・配置替え・定期)				
第 一 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	作業条件の簡易な調査の結果			
	既 往 歴			
	検 診 又 は 検 査 の 項 目			
	医師の診断及び第二次健康診断の要否			
	健康診断を実施した医師の氏名			
	備 考			
	健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	作業条件の調査の結果			
	検 診 又 は 検 査 の 項 目			
第 二 次 健 康 診 断	医 師 の 診 断			
	健康診断を実施した医師の氏名			
	備 考			
医 師 の 意 見				
意見を述べた医師の氏名				

# 3-6 下地処理・塗装作業 チェックシート (1/2)

法令解説 P79-82

実施日：

## 1 有機溶剤健康診断の実施

条件・状況	チェック項目・確認事項	チェック欄	関連法令	相談・届出先
シンナー、塗料（第二種有機溶剤）の1時間当たりの使用量が60g以上の事業者	有機溶剤業務に従事する作業員の雇入れまたは配置転換時、もしくは6ヵ月以内ごとに1回、有機溶剤健康診断を受診させているか？		労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 有機溶剤中毒予防規則	労働基準監督署
	その結果を有機溶剤健康診断個人票に記録し、保存しているか？ 保存期間=5年間			
	受診から3ヵ月以内に医師から意見を聴取し、その内容を有機溶剤等健康診断個人票に記録しているか？			
	健康診断の結果を作業員に通知しているか？		有機溶剤中毒予防規則	
	健康診断の結果を基に有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄の労働基準監督署に提出しているか？			
	有機溶剤健康診断を3年間実施し、その間に異常が見られなかった場合に、労働基準監督署から特殊健康診断の免除の許可を受けているか？			

## 2 有機溶剤作業主任者の選任

条件・状況	チェック項目・確認事項	チェック欄	関連法令	相談・届出先
	有機溶剤作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任しているか？		労働安全衛生規則 有機溶剤中毒予防規則	
	有機溶剤作業主任者の氏名と職務内容を作業場の見えやすい場所に掲示しているか？		労働安全衛生規則	
	有機溶剤作業主任者は、以下の業務をしているか？			
	・有機溶剤作業に従事する作業員が、有機溶剤により汚染されたり、吸入しないように、作業の方法を決定し、作業員を指揮する		有機溶剤中毒予防規則	
	・局所排気装置、プッシュプル型換気装置（塗装ブース）または全体換気装置を1ヵ月を超えない期間ごとに点検する			
	・保護具の使用状況を監視する			

# 3-6 下地処理・塗装作業 チェックシート (2/2)

実施日：

法令解説 P79-82

## 3 特定化学物質健康診断の実施

条件・状況	チェック項目・確認事項	チェック欄	関連法令	相談・届出先
パテや塗料類に含まれるエチルベンゼンなど対象物が重量比1%以上、または対象物質と他の有機溶剤の合計が重量比5%以上の事業者	特定化学物質を取り扱う作業員の雇入れまたは配置転換時、もしくは6ヵ月以内ごとに1回、特定化学物質健康診断を受診させているか？		労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 特定化学物質障害予防規則	労働基準監督署
	その結果を特定化学物質健康診断個人票に記録し、保存しているか？ 保存期間=30年間			
	受診から3ヵ月以内に医師から意見を聴取し、その内容を特定化学物質健康診断個人票に記録しているか？		特定化学物質障害予防規則	
	健康診断の結果を作業員に通知しているか？			
	健康診断の結果を基に特定化学物質健康診断結果報告書を作成し、所轄の労働基準監督署に提出しているか？			

## 4 特定化学物質作業主任者の選任

条件・状況	チェック項目・確認事項	チェック欄	関連法令	相談・届出先
パテや塗料類に含まれるエチルベンゼンなど対象物が重量比1%以上、または対象物質と他の有機溶剤の合計が重量比5%以上の事業者	特定化学物質作業主任者は、有機溶剤作業主任者講習修了者（特別有機溶剤等のみ使用する作業場）、または特定化学物質作業主任者講習修了者（特別有機溶剤等以外の特定化学物質を使用する作業場）のどちらかから選任しているか？		労働安全衛生規則 特定化学物質障害予防規則	労働基準監督署
	特定化学物質作業主任者の氏名と職務内容を作業場の見やすい場所に掲示しているか？		労働安全衛生規則	
	特別有機溶剤等のみを使用する作業場の特定化学物質作業主任者は、以下の業務をしているか？		有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則	
	・有機溶剤作業に従事する作業員が、有機溶剤により汚染されたり、吸入しないように、作業の方法を決定し、作業員を指導する			
	・局所排気装置、プッシュプル型換気装置（塗装ブース）または全体換気装置を1ヵ月を超えない期間ごとに点検する			
	・保護具の使用状況を監視する			
	1ヵ月に1回、パテや塗料を使用した作業記録を作成し、それを30年間保存しているか？		特定化学物質障害予防規則	
スチレン含有パテを使用する事業者	パテを使用する時に保護手袋などの保護具を着用しているか？		労働安全衛生規則 特定化学物質障害予防規則	